

## 特許法第131条の2第2項の却下決定

知高判平成30年2月27日(平29(行ケ)10035)<sup>1</sup>  
(知財高裁ホームページ)

弁護士法人関西法律特許事務所  
知的財産法研究会  
弁護士 松本 司

### 第1 事案の概要

X(原告)は、Y(被告)保有の特許(特許第5603515号、発明の名称:空気極材料及び固体酸化物型燃料電池)には、実施可能要件違反、サポート要件違反及び進歩性欠如の無効理由があるとした無効審判請求をした(無効2015-800088号)。以下では、特許法第131条の2第2項の却下決定に関連する部分のみ挙げることにする。なお、以下の下線は筆者が付したものである。

#### 1. 審判の手続経緯

- ① 平成27年6月17日 答弁書(Y)
- ② 同年9月14日 審理事項通知書
- ③ 同年10月13日 口頭審理陳述要領書(X)
- ④ 同年11月10日 口頭審理陳述要領書(Y)
- ⑤ 同年11月24日 審尋(Yに対し)、通知書(Xに対し)
- ⑥ 同年12月1日 回答書(Y)、上申書(X)
- ⑦ 同年12月1日 第1回口頭審理
- ⑧ 同年12月9日 無効理由通知書(Yに対し)、職権審理結果通知(Xに対し)
- ⑨ 同年12月24日 上申書(X)
- ⑩ 平成28年1月13日 訂正請求書、意見書、回答書(Y)
- ⑪ 同年2月25日 弁駁書(X)
- ⑫ 同年3月28日 訂正拒絶理由通知書(Yに対し)
- ⑬ 同年5月20日 補正許否の決定通知書(Xに対し)

1 特許権は異なるが当事者及び判決日が同じ平成29年(行ケ)第10036号事件(請求棄却)でも、特許法第131条の2第2項の却下決定につき、同じ判示がなされている。